



担 当	令和5年7月26日（水）
	徳島労働局雇用環境・均等室
	雇用環境・均等室長 佐藤 かおる
	雇用環境改善・均等推進監理官 三木 さとみ
	労働紛争調整官 富永 直基
	（電 話） 088(652)9142

「令和4年度徳島労働局個別労働紛争解決制度の施行状況」

～民事上の個別労働関係紛争の相談について「その他の労働条件」
 （懲戒処分、昇給・昇格を含む）に関する相談件数が最多～

徳島労働局（局長 竹中 郁子）は、このたび、令和4年度の個別労働紛争解決制度における総合労働相談、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの運用状況をとりまとめましたので、公表します。

【ポイント】

民事上の個別労働関係紛争の相談の紛争内容別件数において、「その他の労働条件 *1」（懲戒処分、昇給・昇格を含む）に関する紛争が最多。

労働局長による助言・指導の申出件数及び紛争調整委員会によるあっせんの申請件数においても「その他の労働条件」に関する紛争が最多。

・ 総合労働相談件数	5,447件	(前年度 5,591件)	2.6%減 *2)
・ 民事上の個別労働関係紛争相談件数	1,847件	(同 1,900件)	2.8%減 *2)
・ 労働局長による助言・指導の申出件数	74件	(同 85件)	12.9%減)
・ 紛争調整委員会によるあっせんの申請件数	2件	(同 12件)	83.3%減)

(1) 総合労働相談件数 (*3)

◎ 総合労働相談件数は、令和4年度は5,447件となりました。（参考1の第1図）

(2) 民事上の個別労働関係紛争の相談件数 (*4)

◎ 民事上の個別労働関係紛争の相談件数は、令和4年度は1,847件となりました。（参考1の第1図）

◎ 令和4年度の「その他の労働条件」（懲戒処分、昇給・昇格を含む）に関する相談件数は427件となり、全体に占める割合は19.8%で最多。

「その他」に関する相談を除き、2番目に多かったのは、「解雇・雇止め」に関する相談の328件で全体の15.2%を占め、3番目に多かったのは、「いじめ・嫌がらせ」(*5)に関する相談の323件で全体の15.0%となりました。（参考1の2及び第4図）

(3) 労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん(*6、*7)

◎ 労働局長による助言・指導の申出件数は74件（前年度比12.9%減）となり、紛争の内容としては、「その他の労働条件」に関するものが32件と最も多く、全体の39%を占めました。（別添1の3、参考1の3）

◎ 紛争調整委員会によるあっせんの申請件数は2件（前年度比83.3%減）となり、紛争

の内容としては、「普通解雇」と「労働条件の引き下げ（その他）」に関するものがそれぞれ1件ずつでした。（別添1の4、参考1の第5図）

（4）徳島労働局の取組

個別労働紛争解決制度は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談*3」、「都道府県労働局長による助言・指導*6」、「紛争調整委員会によるあっせん*7」の3つがあります。

徳島労働局は、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働関係紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

- *1 「その他の労働条件」：労働時間、休暇、退職・復職、福利厚生等の職場における待遇に関する事項
- *2 平成30年度から令和2年度は監督署で対応した相談件数の一部が未計上。
- *3 「総合労働相談」：主に都道府県労働局、各労働基準監督署内などに設置された総合労働相談コーナーで、専門の相談員が対応する相談。
- *4 「民事上の個別労働関係紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争。
- *5 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント注)に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している。

注) 職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、以下①～③の要素を全て満たすものをいう。

①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの

<参考>令和4年度における同法に関する相談件数等の施行状況については、別添1を参照。

同法に関する相談件数（法令・制度の内容等に係る問い合わせ等を含む総数。）：518件

同法に基づく紛争解決の援助申立件数：27件

同法に基づく調停申請受理件数：2件

- *6 「労働局長による助言・指導」：民事上の個別労働関係紛争について、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、自主的な解決を促進する制度。
- *7 「紛争調整委員会によるあっせん」：弁護士や特定社会保険労務士など労働問題の専門家である紛争調整委員が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

【添付資料】

- ・別添1 徳島労働局の個別労働紛争解決制度の運用状況（概要）
- ・別添2 徳島労働局 総合労働相談コーナー
- ・参考1 徳島労働局における個別労働紛争解決制度の運用状況推移
- ・参考2 職場のトラブル解決サポートします（個別労働紛争解決制度の案内リーフレット）
- ・参考3 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！